

## 実技編 第 10 章 タックスプランニング

### 【改正ポイント①】

#### 7 解説

#### 2. 損益通算の対象とならない主な損失

##### (1) 譲渡所得の例外

譲渡所得の損失は損益通算の対象ですが、例外もあります。

- ・ 生活に通常必要のない絵画などの資産の譲渡損失

(なお、平成 26 年 4 月 1 日以降に譲渡されたゴルフ会員権の譲渡損失は、損益通算できなくなった。)

#### 7 解説

問題1 ①600,000 ②600,000 ③5,600,000

— 略 —

- ・ 譲渡所得の金額

上場株式の譲渡損失およびゴルフ会員権の譲渡損失はいずれも損益通算の対象とはならないため、計算上考慮しません（損失がなかったものとして扱う）。

以上の結果をふまえ総所得金額を計算します。

$$5,000,000\text{円} + 600,000\text{円} = 5,600,000\text{円}$$

※なお、設例および問題中の「平成25年」を「平成26年」に読み替えて解答してください。

以上、青字の個所を修正しました。